

一般社団法人日本社会福祉学会機関誌編集委員会規程

2010年4月1日施行

(設置)

第1条 一般社団法人日本社会福祉学会定款第57条に基づき機関誌編集委員会(以下「委員会」)をおく。

(任務)

第2条 委員会は、一般社団法人日本社会福祉学会の機関誌『社会福祉学』の発行につき、編集・原稿依頼・投稿論文の審査・刊行などの任務を行う。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、委員で構成される。

2 編集委員長は担当理事があたり、副委員長は委員の互選により選任する。

3 委員は理事会の議に基づき、会長が委嘱する。理事会は、地域ブロック、専攻分野を考慮して、20名以内を選任する。

4 欠席する場合、出席する委員に委任することができる。

(任期)

第4条 委員長、副委員長、委員の任期は2年とする。

2 ただし、再任は妨げない。

(査読委員の委嘱)

第5条 投稿論文の審査のため、査読委員をおく。

2 査読委員は委員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。

3 査読委員の任期は3年とする。

4 前項の査読委員のほかに、会長は編集委員会の推薦に基づき、特定の論文を審査するため臨時委員を委嘱することができる。

5 査読委員は、編集委員会の依頼により、投稿論文を審査し、その結果を委員会に報告する。

6 編集委員会は、査読委員の審査報告に基づいて、投稿論文の採否、修正指示等の措置を決定する。

(疑義・不服への対応)

第6条 編集委員会は、投稿者から査読内容もしくは採否決定に関して疑義・不服が申立てられた場合には、速やかに対応し、申立て者に回答する。なお、その回答には、編集委員会の回答に疑義・不服がある場合、理事会の苦情窓口にも申立てることができる旨を付記する。

(拡大編集委員会)

第7条 編集委員長は、原則として年1回、秋季大会期間中に編集委員と査読委員から構成する拡大編集委員会を招集する。

2 拡大編集委員会は、機関誌編集および審査制度に関する基本事項について協議する。

(規程の変更)

第8条 この規程を変更するときは、理事会の議決を経なければならない。

附則

1 この規程は、2010年4月1日より施行する。

2 委員の任期は、理事会の任期に同じとする。